

# 昭和館特別企画展 「昭和の食の移り変わり～食卓を中心として～」の概要

昭和館学芸部

昭和館では、平成十一年五月の第一回特別企画展「戦中戦後のお菓子と子供」以来、年間二～三回の特別企画展を昭和館三階研修室で開催している。「昭和の食の移り変わり～食卓を中心として～」は第十回特別企画展として、平成十四年四月二十七日から五月二十七日まで開催されたもので、期間中八九九名の入館者があった。五月三日から五日には、「すいとん」の試食を含むイベントが開催され、家族連れなどで賑わいをみせた。

戦中・戦後という困難な時代のなかで、日々の生活の切実な問題として毎日の「食」に関わることがあげられる。地域や立場などによる幅広い「食」のテーマのなかから、今回は家庭の食卓を中心とした食糧事情の移り変わりに焦点を当てた。

また、その当時の状況をよりわかりやすく表すため、ちゃぶ台のような「食」にまつわる実物資料に加え、手紙や手記のなかで食べ物について触れられているものを各時代のコーナーで取り上げ、「食」に関する絵日記やスケッチなどをパネル化して陳列を行った。

本稿では、当企画展の陳列の概況を会場の動線順にたどり、本展では含められなかった事柄も交えて紹介する。

## Ⅰ 食生活の変遷

そもそも食生活とは、単に料理の素材や調理法だけではなく、それらを囲む環境も含めての様式を指すものである。ここでは大正時代から昭和初期へかけての特徴と変遷を述べる。

### ① 洋食の普及

大正十二年（一九二三）の関東大震災後、都市の食生活で大きく変化したのは、外食へ出かける習慣が生まれたことである。家庭の食卓にソバ、鰻などの「店屋物」が上るのはもっぱら出前（配達）によるもので、家族が連れ立って飲食店へ出かけることは希なことであった。子どもにとっては「店屋物」を口にできるのは、来客のご相伴による場所が多かった。それがこの頃には東京市とその周辺には、西洋料理店が五千軒あったといわれ、そのほとんどはライスカレー・ハヤシライス・トンカツなどの日本に取り入れられた洋食を食べさせる店であった。無論これらの店でも出前を行っていたが、ちょっとしたお出かけの折には家族で気軽に立ち寄れるような大衆化した洋食を供した。加えて婦人たちをハ

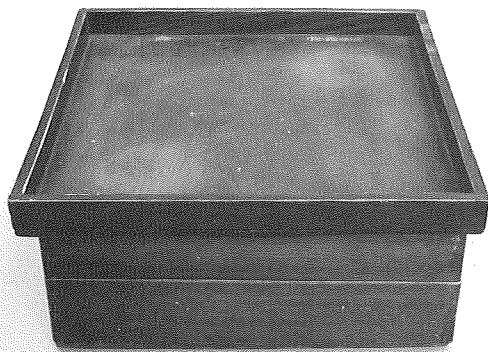
イカランな外食の場へと連れ出したのは百貨店の大食堂であった。都市の中流以上の家庭においては、日々の食事に洋食を作ることが始まりかけており、これが外来料理を取り入れた現在の家庭の食事の原型となった。そのような新しい料理の情報媒体は『主婦之友』などの婦人雑誌であった。



【写真1】百貨店の食堂 昭和7～9年(1932～34)頃  
名取洋之助撮影・昭和館所蔵

## ②食卓の移り変わり

日本の古くからの食事の風景は、家族の一人一人が写真2(上)のような箱膳に自分の茶碗・汁椀・箸などを持ち、食事の度に決まった場所に箱膳を用意するというものであった。箱膳とは食器を入れておく箱のことで、木製の蓋付きのものの中に各自の食器を収納しておく、食事の際には浅い蓋をひっくり返して食事を載せる台にするのである。食事を終えると茶碗に白湯を注ぎ入れ、箸の先をすすぎ漬け物の切れ端で茶碗の底を拭い収納した。食器は十日か十五日おきに炊事場で洗うのが普通だったという。つまり毎日食器を洗わなかったのである。そこに明治末期から写真2(下)のようなちゃぶ台が普及し始め、都市の勤労者世帯を中心に昭和初期に全国へ拡大していったという。食事の度に家族全員が一つの飯台につくという、一家団らんを象徴するような現代の食卓風



【写真2】箱膳(上)、ちゃぶ台(下) ともに昭和館所蔵



〔写真3〕 ガスカまど 昭和館所蔵

### ③ 当時使われていた台所用具

米飯を中心にした伝統的な食事は、食材そのものを加工する道具が多く使われていた。大正期からは都市部を中心に、食の分野にも西洋化の波が押し寄せ、肉食を中心にした油分の多い食材が増え、それに伴い台所や調理道具、食器などが大きく変化することとなった。昭和の食卓や台所では、次第に写真3のような伝統的な台所道具と西洋的なものが混在するようになった。

## II 統制の始まり

昭和十二年（一九三七）七月七日の蘆溝橋事件<sup>ろこうきょう</sup>によって日中戦争が始まり、戦線の拡大につれて生活へも影響が現れるようになっていった。ここでは、徐々に引き締められる食生活について述べる。

景へと移行していくのである。ちゃぶ台には丸型と角型とがあり、脚は使用しないときには部屋の隅に立てかけられるように折りたたむことができた。一家が一つの食卓を囲んで食事することはそれまでの生活習慣に大きな変化を与えた。

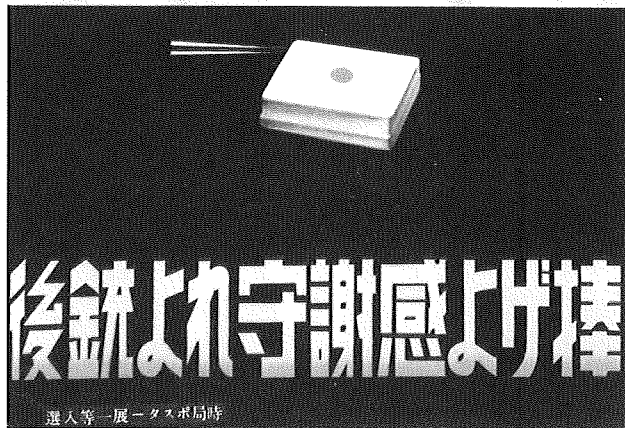
### ① 興亜奉公日の制定

日中戦争が始まった昭和十二年八月二十四日近衛内閣は「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定し、国民精神総動員運動（略して精動）が実施されるようになった。運動の推進団体として国民精神総動員中央連盟が作られ、地方には道府県単位の精動実行委員会が組織された。愛国心を高揚させ、戦争中心の生活に切り替える意識改革をもとめる精神運動が進められ、教育・行事・体育・娯楽などあらゆる生活の面で戦意高揚がはかられた。

昭和十四年（一九三九）八月八日、閣議決定により「戦場ノ労苦ヲ憐ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スル」ため、戦争が続く限り翌月九月一日から毎月一日を興亜奉公日とする旨を定めた。

これを受け国民精神総動員中央連盟は、実施項目として、

- 一、戦死者の墓参をすること
  - 二、前線に慰問文・慰問袋を送ること
  - 三、努めて歩くこと
  - 四、とくに緊張して働くこと
  - 五、服装と食事はとくに質素とすること
  - 六、酒と煙草はやめること
  - 七、遊興はやめること
  - 八、この日に節約した金はかならず貯金すること
- の八項目を制定した。この日は遊興だけでなく、食事は一汁一菜・日の丸弁当、女性のパーマネット禁止など生活全般に制限が加えられ、また酒類の販売も自肅されたためバーや料亭などが休業し、繁華街のネオンも消えるような状態であった。戦場の苦勞をしのいで質素に暮らす日として最初は「日の丸弁当」が奨励されたが、これでは米の消費量が上が



選入等一展一タスボ局時  
〔写真4〕 絵はがき(日の丸弁当) 昭和館所蔵

ってしまうことから翌昭和十五年(一九四〇)に節米運動が実施される  
と「せめてこの日だけは米なしでくらそう」に変更された。

なお、十五年元旦の興亜奉公日にあたっては、松飾りなどの簡素化、  
年賀状の廃止、屠蘇とそに名を借りた飲酒を助長しないことなどが、はやい  
うちから呼びかけられた。

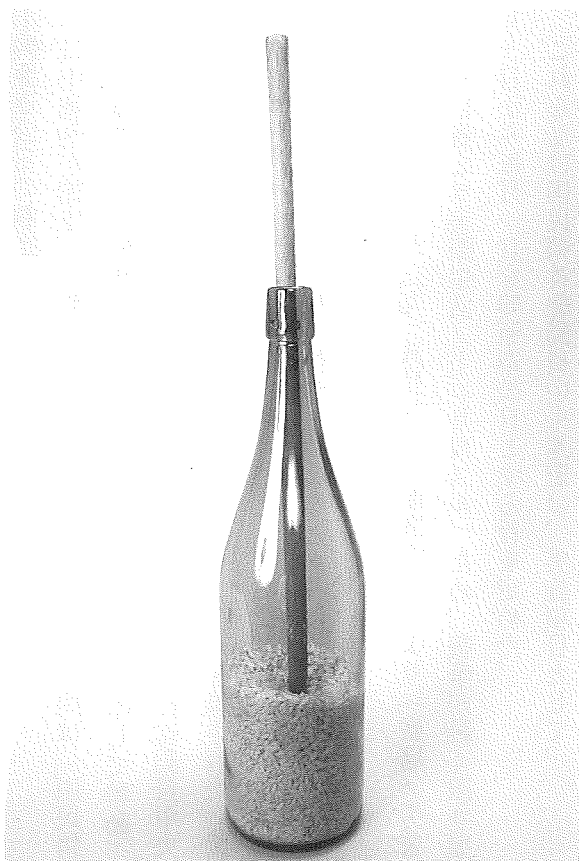
## ②節米運動と白米禁止令

戦時下においては、米穀を初めとした食糧の消費、生産に不均衡が生  
じる。消費は軍や軍需工業向けに増加するのに対して、生産は農地面積、  
農業労働力の減少、肥料やその他の資材不足により減少する。これらに  
対する十分な対策を講じない限り食糧不足に陥らざるを得ない。「国民

精神総動員運動」の開始当初にはその名のとおり、ぜいたくを戒める精  
神運動であったのに対し、昭和十四年から表面化してきた食糧問題に対  
しては、消費規正政策が行われた。

### ○白米禁止令(「米穀搗精等制限令」)

昭和十四年(一九三九)十二月一日、政府は「米穀搗精等制限令」を  
施行し、この日から米は七分搗き以下に制限されて白米は禁止された。  
この年の米の内地生産量は六八九六万石(一二四〇万トン)と六年ぶり  
の豊作であったが、国内消費量の約二〇パーセントを占める台湾と朝鮮  
からの移入米(外地米)のうち、凶作に見舞われた朝鮮からの移入米が  
滞ることとなった。長引く戦争に備えて主食を節約する必要があり、政  
府は「七分搗きで止めれば精米に比べ年に百五十万石(二七万トン)か、



〔写真5〕 米搗き瓶 一升瓶などに玄米を入れ、棒で搗いて精米した。  
昭和館所蔵

二百萬石（三六萬トン）の米が浮く」と節米の効果を説いた。

### ○節米運動

節米とは戦時下の食糧を確保するため、米の消費を節約することである。昭和十五年（一九四〇）五月十日、国民精神総動員本部は戦時食糧報国運動の一つとして「節米実施要領」をまとめ、麦や野菜・豆類・イモ類の混食や、うどん・ソバ・パンなどの代用食を奨励し、一般家庭や会社・学校・飲食店・旅館などに節米を呼びかけた。普及宣伝方法として、講演、講習会の開催、パンフレット、ポスターの配布などが行われた。

当時の日本人の米の消費量は現在の約三倍と多く、一人一日約三合（四五〇グラム）、都市部では約三合半（五〇〇グラム）の米を食べていた。これはかなりの量となり、茶碗換算で九、十杯分、一日三度、三膳ずつおかわりをしていった勘定となる。

※注

#### 節米実施要領

##### 第一 一般家庭における節米

節米の目標 米尊重の精神を徹底し各人家庭かならず一割以上の節米を実行すること

#### 節米実行項目

- 一、麦・豆・馬鈴薯・野菜などの混食
- 二、うどん・そば・パンなどの代用食
- 三、雑炊・粥食
- 四、其他

▽七分粥米（胚芽米を含む）の常用  
▽完全咀嚼<sup>かんぜんそく</sup>

#### 節米実行方法

- 一、町内会・隣組・部落会等において節米実行の申合わせをなすこと
- 二、節米実行の方法は土地の実情に応じそれぞれ具体的に研究工夫の上実施すること

第二 会社・工場・鉱山・寄宿舎などにおける節米  
（以下略）

### ③代用食の奨励

節米運動の一環として、代用食や混食が奨励された。

代用食とは米穀に代えて他の食品を食べることである。主に米麦に代え麺類やソバなどによる粉食や、イモ類で済ます食事のことである。

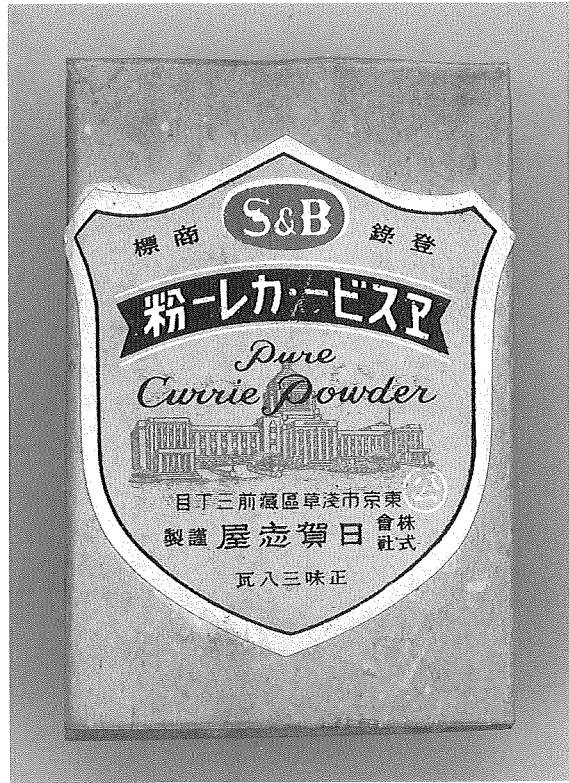
混食とは米穀に他の食品を混ぜて食べることによって、その消費量を節約しようとするのである。たとえば、七分搗米に雑穀・豆類・イモや野菜などを混ぜて炊いたり、小麦粉に雑穀やくず米などを加えてパンにするなど量を増やして食した。

しかし、「節米運動」とは精神運動に過ぎず、米穀は国民生活に不可欠なものであるだけに十分な効果を上げることが難しく、やがて消費規制策から直接配給へと進んでいった。

### ④物価統制

本来物価とは、市場における需要と供給のバランスによって決まるものである。

軍需景気が高まると、市中に流通する通貨量が多くなり、物資不足・物価上昇を招いた。昭和初期の経済恐慌の後、徐々にこの傾向が現われ



〔写真6〕㊸の表示された食品(カレー粉) 昭和15年(1940)頃

始めていたが、日中戦争勃発直後には指定された物品に対し法的な物価抑制がとられた(「暴利取締規則」改正)。昭和十三年(一九三八)七月にはこれを拡大し、政府が指定物品の価格を告示する公定価格制度が採用されることとなった(「物品販売取締規則」)。その後、法的に強化整備され(「価格等統制令」)、昭和十四年九月十八日の価格で強制的に停止されることとなり、翌十五年六月からは価格の表示義務が負わされた。その一例を挙げる。

- ㊸…昭和十四年九月十八日現在での価格で停止された商品
- ㊹…価格停止時に生産・販売されていなかった商品
- ㊺…政府の決定した公定価格

物品には様々な質、規格があり、商品の多様化が進んでいたこの頃、

一様に価格を設定することは非常に困難であった。規格を定め、対象となる物品数を圧縮したが、それでも昭和十六年九月末までに、中央で最高価格を設定した商品は総計十萬点を越えた。この他に地方別に定められた物品もあり、膨大な物価統制がされていた。

この価格停止は公定価格を設定するための臨時的措置であり、当初の規定では一年間と期限を限定してその間に必要なものは、順次公定価格を設定する予定であったが、その後有効期間は延長された。

#### ○主要食糧への統制

米は主要食糧として、今日よりも遥かに重要な地位を占めており、米価の調節は政変にも繋がりがなかった。大正時代初めから政府が直接買入・売渡に介入し始めた。本格的な米穀統制は大正十年(一九二二)「米穀法」、昭和八年(一九三三)「米穀統制法」の制定によるなど平時から行われていた。戦時下の統制は昭和十四年の「米穀配給統制法」により本格化した。そして昭和十七年の「食料管理法」の制定により、主要食糧品は強大な権限の国家管理下に置かれた。同法は当初、米麦・イモ類・雑穀の主要食料を対象としたが、後にはこれらを含めすべての食糧を対象とする包括的な食糧政策を確立した。同法の違反者には五年以下の懲役もしくは三〇〇万円以下の罰金という厳しい罰則であったが、昭和十八年十月の同法改正によって米麦の闇買(くろかひ)に罰則が科されたことから明らかとなり、配給で不足する分は闇でまかなうことが横行した。米価政策はこれらの法律により行われており、昭和十四年「価格等統制令」からも除外され、独自の立場から決定された。





〔写真7〕 公定価格を表示した八百屋の店頭 昭和15年（1940）10月 藤本四八撮影  
昭和館所蔵

○生鮮食料品（鮮魚介類・青果物など）への統制とその問題点  
昭和十五年（一九四〇）七月から鮮魚介類・青果物に対して公定価格が設定され、鮮魚介類へは翌年四月から、青果物へは同八月から配給制が導入されたが、多くの困難が伴った。

生鮮食料品は生産の時期・量の予測が困難で、その変動幅も大きく、かつ貯蔵が不可能なため、制度的には公定価格が強制されても、産地における実質価格を越えなければ同品質の商品は入荷されなかった。公定ルートでは品質による価格差は原則的に存在せず、単一の重量単価制で

あったため、闇ルートで売買される商品は品質に見合った価格で売買されたが、実際に配給になるものは品質の悪いものが多かった。

#### ⑤ 配給制度の始まり

公定価格制導入による価格抑制策よりさらに進み、国民生活の安定を期するために主要食糧・その他の必需食料品・日常生活用品の消費の公平、価格の安定のために配給制や割当制などがとられるようになった。需要に対して供給が不足する食料品その他の生活必需品について、国家が国民の自由な消費を禁止して、一定量に制限された。このために国家（または地方公共団体その他の団体）が該当する物品をその直接管理化または統制のもとに置き、個人の消費量の最大限度を規定して、消費者にはその割当量を示す切符（またはこれに類する通帳・購入券など）を交付し、消費者はその切符などの提示によってのみ該当物資を購入することができ仕組みがとられた。

切符配給制は昭和十五年六月から六大都市（東京・大阪・横浜・名古屋・京都・神戸）において砂糖・マッチに実施されたのを発端に、同年十一月には全国へ拡大された。その後他の生活必需品にも拡大された。

#### ○主要食糧品の配給

昭和十六年四月から実施された米穀の六大都市割当配給制は、配給を受ける毎にその数量を記入する通帳制であり、それに外食券のような切符制を加えたものであった。その後同年十二月から全国で適用されることとなった。

昭和十七年頃からは、代替として雑穀・でん粉・サツマイモ・ジャガイモさらにその加工品である麺類・パンも総合配給されることとなった。

〔図表1〕 主な配給制度

開始年月	物資名	切符の発行形態	割当量
15年6月	砂糖	家庭用砂糖回数購入券 (家庭用品購入通帳/年2回)	360g(1人)/日(家族14人以下、 15人以上は210g/1人を追加)
15年6月	マッチ	マッチ回数購入券 (家庭用品購入通帳)	小型1個/2ヶ月(家族1~3人) 小型1個/2ヶ月(家族4~6人) 大型1個/2ヶ月(家族7人以上)
16年4月	米穀	家庭用米穀通帳/年1回	120g/日(1~5歳) 200g/日(6~10歳) 330g/日(11~60歳・普通人) 300g/日(61歳以上・普通人)
16年4月	米穀(外食者)	外食券/月1回(1日分3枚)	110g/日(普通人) 130g/日(普通増量の労働者) 190g/日(特別増量の労働者)
16年4月	小麦粉	家庭用小麦粉購入券 (家庭用品購入通帳/年2回)	188g/日(家族1人) 375g/日(家族2~3人) 562g/日(家族4~7人) 750g/日(家族8~15人)
16年4月	酒類	家庭用酒類通帳 (家庭用品購入通帳/年2回)	酒4合/6ヶ月(1世帯) ビール2~4本/6ヶ月(1世帯)
16年5月	木炭	家庭用燃料通帳/年1回	8俵/年(ガス設備の有る世帯) 14俵/年(ガス設備の無い世帯)
16年6月	食用油	家庭用食用油購入券 (家庭用品購入通帳)	2合/3ヶ月(家族1人) 3合/3ヶ月(家族2~3人) 5合/3ヶ月(家族4~7人) 7合/3ヶ月(家族8~15人)
16年11月	魚類	家庭用魚類購入票/年2回	丸112g・切身75g/日(1人)が標準 (入荷量により増減)
17年1月	塩	家庭用塩購入券 (家庭用品購入通帳)	200g/月(家族19人以下、 20人以上は150g/人を追加)
17年2月	衣料品	乙種普通衣料切符 (点数制総合切符/年1回)	100点/人(背広の仕立・31点)
17年2月	みそ・しょうゆ	家庭用味噌醤油通帳 (家庭用品購入通帳/年2回)	みそ686g/月(1人) しょうゆ3.7合/月(1人)
17年5月	パン	パン類購入券(単票)/月1回	1食(菓子パン3個)/月
17年11月	青果物	家庭用蔬菜購入票/年2回	225~263g/日(1人)が標準 (入荷量により増減)
18年6月	洋傘	商工省指定洋傘購入券(単票)/随時	1本(1人)
18年6月	氷	病人用氷購入券(単票)/申請	3.75kg(1人、7.5kgまで追加可)

(注) 開始年月は東京市を例にとった。  
〔昭和 二万日の全記録〕 講談社

○配給の方法

配給切符・購入券などは事前の登録(世帯人数・職業など)に基づき、市町村役場から町会・部落会・部族会・隣組を経て各家庭に交付された。切符などは、配給を受ける権利を証明しているだけであり、購入に際しては支払いが必要であった。

※注

隣組

昭和十五年(一九四〇)九月、政府は内務省通達「部落会町内会等整備要項」を制定し、部落会・町内会傘下の五〜十軒を隣組とし、家族主義・団結・地方自治振興の一助とした。

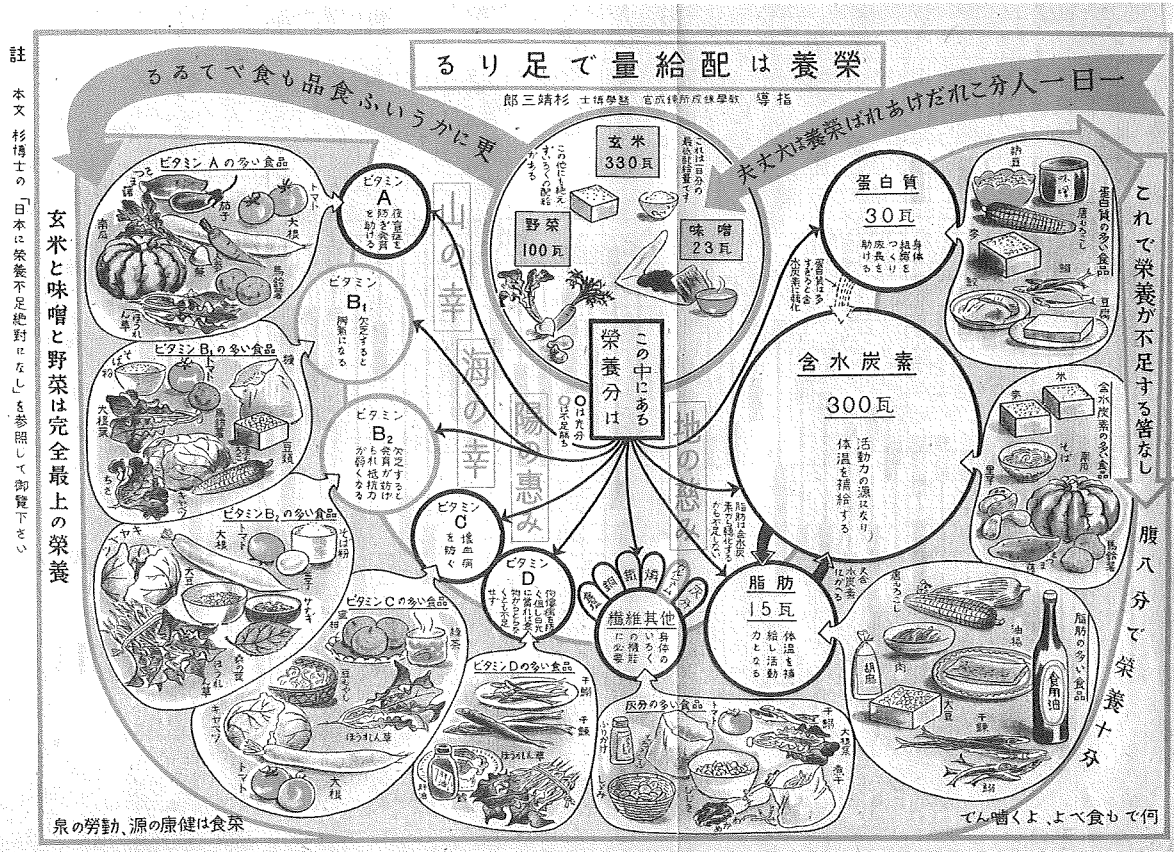
出征の見送りや遺族・留守家族への救援活動や食糧増産、貯蓄推進、金属回収、

一般家庭における食料品の購入方法は、従来は各家庭に米屋・八百屋・魚屋などの御用聞きが注文を取りに来て、それを後で配達する方法が主であったが、配給制度下では、配給所の店頭で受領するか、隣組単位で配給された物資を分配する方法が多くとられた。

配給所は従来の商店が指定されることが多かったが、消費規正による取扱量の減少などにより転廃業を余儀なくされ、整理統合された。消費者は一度指定した購入先を正当な理由なく変更できなかった。また、隣組単位で配給になる物資は、皆に行き渡らない分量のこともあり、くじ引きや輪番制がとられた。



「昭和の食の移り変わり～食卓を中心として～」の概要



〔写真8〕「栄養は配給量で足りる」 実際には栄養を捕うだけの配給はされなかった。『婦人倶楽部』昭和19年（1944）6月号 昭和館所蔵

戦前のおやつは、甘味のある果物やサツマイモなどを食べたり、各家庭で簡単なお菓子を作ることが多かった。メニューもまんじゅうやだんご、おはぎなど伝統的なものだけでなく、次第に洋風の菓子も普及し始めた。また都市部では、店で売っているキャラメルやチョコレートなど

III 戦前・戦中のおやつ



〔写真9〕配給切符（家庭用米穀通帳） 昭和19年（1944）3月1日発行 昭和館所蔵

配給、戦時公債の割当てなどを任務とした。隣組の機能を最大限に発揮させたのは、生活必需品の隣組を通じての配給だった。配給という消費経済統制の末端機能を受け持たされて、隣組は個人生活の領域まで拘束することができるようになった。江戸時代の五人組の流れをくみながらも、庶民の親睦・共済の小集団に過ぎなかった隣組は総動員体制のもとでの上意下達の最末端組織となった。昭和十七年（一九四二）七月一日の時点では、全国で町内会・部落会は二〇万七〇〇七、隣組は一三三万三七三二が組織されるに至った。

戦争が激しくなると、次第に様々な物資が不足し、「ぜいたくは敵だ！」のスローガンに象徴されるように、子どもたちの食生活にも影響を与えた。昭和十五年（一九四〇）六月には、砂糖が真っ先に配給制となった。六大都市では一人一ヶ月あたり三六〇グラム、その他の地域では三〇〇グラムの配給量となるが、この統制はさほど日常生活にこたえるものではなかった。しかし、昭和十九年八月に砂糖の家庭用配給が停止されたためヤミ値が高騰することとなった。子どもたちが甘味のあるおやつを口にする機会が極端に少なくなったが、物資不足のなかでも母親は工夫して蒸しパンなどのおやつを作って食べさせたという。

#### IV 食糧難の時代

配給となった食糧は量・質ともに十分とはいえず、毎日の食卓を補うために様々な工夫がなされた。政府の食糧増産のかけ声もむなしく、国民の食料は自ら工夫しなければ補えなかった。

##### ① 少なくなる配給

昭和十六年（一九四一）四月から米の配給制が施されたが、昭和十九年頃からは代替品としてイモや豆などが混合されるようになった。戦争の激化とともに、生産量の減少や輸入の困難といった状況により、昭和二十年七月には一割削減された。

副食物においても、肉類は早い時期から姿を消し、野菜や魚の配給も昭和十九年からは激減し、都市住民の食事は、汁気の多い雑炊やすいとうんが日常の物となった。

人々は足りない食糧の補充のためにひそかに都市から農村へ買い出し



〔写真10〕 ジャガイモの配給に並ぶ人々 昭和20年（1945）10月 米国立公文書館提供 昭和館所蔵

に行ったが、鉄道輸送も軍需が優先され乗客が制限されるようになり、ままならなくなっていく。日々の食事は非合法の闇取り引きがなければ成り立たないまでになった。

○米の配給量の推移

米穀配給制のもとでは消費者の年齢・職業・性別によって一日一人あたりの家庭配給量を決定した。制度発足後、労働者・妊婦・青少年に対する特配・加配制度が行われるようになったが、昭和二十年（一九四五）五月には整理改訂された。

○一人一日あたりの米の配給量

昭和十六年四月一日（配給通帳帳開始）より二・三合（約二一六〇キロカロリー）

昭和二十年七月十一日より 二・一合（約一〇六〇キロカロリー）

昭和二十一年十一月一日より 二・五合（約二二六〇キロカロリー）

昭和二十四年十一月一日より 二・七合（約二三六〇キロカロリー）

○食用粉・野草食

食用粉とは利用されていない資源を粉末にし、パンなどに混入して米麦、イモ類、でん粉などの他に相当量の食糧源を確保しようという目的で考案されたものである。

『食糧管理史』（食糧庁 昭和三十三年）によれば、「結果的に実際の効果は上がらず場当たりの計画ではあったが、需給数字面には現れない食糧の多様化を促し、食糧危機下の国民の精神的緊張、努力を促した面においては歴史的意義があった」という。なお、原料となった資源としては、最初、サツマイモの茎・葉・桑の葉・どんぐり・大根の葉・みかんの皮・でん粉粕・よもぎ・くず根・あらめ・かじき・くろめ・葛昆布・ほんだわら等の農林水産物を対象としたが、昭和二十一年（一九四六）四月からは、さらに、カボチャの茎、葉、種子・ジャガイモの茎、

葉・わらび・ぜんまい・まこも・葛・嫩葉（若い葉）・水藻・醤油粕・リンゴ粕・ビール粕・糠油粕・蚕蛹・魚粉などが追加された。

また、路傍の草花をも食用とする野草食が新聞や雑誌に調理法が紹介された。「食べられる野草（毎日新聞社 昭和十八年）」にはオオバコ・ノビル・タンポポ・ギンギシなどの他毒草を除けばほとんどの草花が食用として紹介されている。

②空閑地の利用

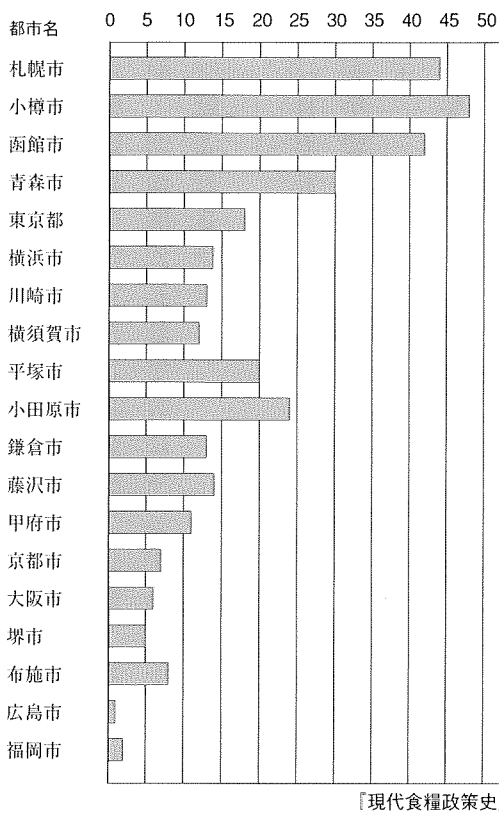
昭和十九年（一九四四）三月の閣議により、生鮮食糧対策として空閑地利用に関する対策を決定・実施することとなった。

空閑地とは「農耕の可能な土地で、まだ農耕をしていない土地」のことを指し、宅地・庭園・公園・運動場・学校校庭・工場敷地・工場周辺空地・空荒地・堤防・材木採跡地・競馬場・ゴルフ場・道路ばたなどを利用させることとした。栽培すべき作物の種類は、市街地においてはサツマイモ・カボチャ・蔬菜などが主で、農村においては大豆・ソバ・トウモロコシ・稗・粟・鳩麦などの雑穀、カボチャ・サツマイモ・里イモなどの他に、胡麻などの油脂作物が主であった。これらの栽培に必要な労力については、土地の状況に応じてそれぞれ家庭・隣組・学校・工場単位で従事し、学徒・青少年団・各種団体、その他の都市非農家も動員協力させられることとなった。

IV 戦後の混乱

戦争が終わっても、人々の生活を取り巻く環境は厳しいものであった。食糧配給の遅配・欠配は戦時中よりもひどくなり、食糧を得る手段を持

〔図表2〕 昭和21年6月10日時点の遅配状況



たない人々は、郊外の農家に買い出しに行かざるを得ない状況であった。戦後の食糧難は戦時中以上に悲惨だったといわれる。こうした食糧難打開のため、政府は昭和二十年（一九四五）十月二十六日、食糧援助を米  
国政府に申し込むものの、世界的な食糧不足のためいったん拒否されることになる。  
しかし、GHQは食糧難を認め、昭和二十一年一月二十六日、米軍の  
余剰食糧が第一便として届けられ、これを期に様々な援助が行われた。

①遅配・欠配

終戦前より食糧事情は悪化の一途をたどり、配給も定められた内容と量を満たしたものではなくなった。戦争前より日本国内で消費する食糧の不足分については、朝鮮・台湾及び、満州などから輸入されていたが、

終戦によりそれら食糧補給地を喪失したばかりでなく、海外居留者の引揚げによる人口増も加わり食糧不足に拍車がかかった。さらにこの年は未曾有の天候不順に見舞われ、四十年ぶりの不作・凶作となった。予定の配給が遅れる「遅配」、予定していた配給が取り消しになる「欠配」が相次ぐようになって、食糧不足は一層深刻なものとなった。

○一千万人餓死説

戦争が終結しても食糧危機は続いた。朝鮮・台湾からの米の輸送が困難になり、政府は米以外のくず米・麦・雑穀・サツマイモ・ジャガイモなどを米に換算した総合供給制をとったが、それさえも確保できない状態であった。十月十五日には洪沢敬三大蔵大臣がUP記者に対し、現状のままいけば来年度の餓死者・病死者は一千万人になるだろうと語った。

○食糧メーデー

食糧遅欠配が深刻化し、政府施策への不信と怒りが爆発した。昭和二十一年（一九四六）一月東京板橋の造兵廠跡で男女市民が大量の隠とく物資を摘発分配した事件が起こった。二十一日主要労組を含む食糧危機突破民主協議会が開かれ、配給機構・隠とく物資の摘発と人民管理をめざす運動が各都市へ広がった。四月下旬から五月上旬に東京では一九件以上の大デモがあり、五月十二日世田谷米よこせ区民大会から流れでた千五百名のデモ隊は主婦や労働婦人を先頭に皇居に入り決議文を手わたした。前後して江戸川・大森・板橋・品川・中野・杉並などでも米よこせ大会が開かれ、十九日皇居前広場の飯米獲得人民大会（食糧メーデー）には三十万人の市民が食糧の人民管理、社共両党を中心とする民主政府



〔写真11〕リュックサック 買い出しに使用されたもの  
昭和館所蔵

樹立等を協議、赤ちゃんをおんぶした主婦たちも壇上から乳幼児への牛乳配給・学童給食・妊産婦への栄養増配などを訴えた。

## ② 買い出し・闇市

戦時中の物資・食糧の不足は、戦災による生産機構の壊滅で、終戦後にはますますその度合いを増した。とくに食糧の不足は絶望的で、昭和二十年（一九四五）の米の収穫量はそれまでの平均の約六〇パーセント（五八二万トン）に過ぎず、明治以来の大凶作となった。海外からの引き揚げ者の増加も食糧不足に拍車をかけた。大都市では配給が一日一人あたり一二〇〇キロカロリとなり、わずかに配給される米やイモだけでは、とても生きていける状態ではなかった。人々は焼失を免れた衣類などを食糧と物々交換するため農村地帯へ向かうようになり、こうした人々を運ぶ列車を「買い出し列車」などと呼んだ。しかし、「買い出し」で手に入れた食糧は違法物資とされ、駅で待ち伏せしている警察官に没

収（正確には公定価格での強制買い上げ）されることも日常の光景であった。また、持っている衣類を一枚一枚はがしながら食いつなぐ暮らしの様子から「タケノコ生活」という言葉も生まれた。

食料品や軍需工場の放出物資を売る「闇市」が各地に出現し、配給だけではまかなえない人々の食糧を一手に引き受けるようになった。

## ○ 闇市

闇市は、東京新宿に始まり、主要駅周辺にテキ屋などが中心になって作られ、またたく間に全国に広がっていった。食料品や軍需工場の放出物資が売られ、統制物資でも金さえ出せば手にすることができた。食べ物では、ふかしいも・雑炊・するめ・トウモロコシ・粕汁などの立ち売りの店が並び、なかには、お湯にしょうゆをたらしただけの汁なども売られていた。

闇市の中心は復員した若者たちで、都市と農村を往復して食糧を運び込むかつぎ屋と、それを闇売りするヤミ屋の両方を兼ねていた。扱う商品は、食品関係が四〇・七パーセント、日用雑貨が三八・七パーセント、家庭金属物関係四・二パーセント、工具類一・八パーセント、皮革関係一・五パーセント、電気機具一・七パーセント、その他一一・四パーセントであった。

## ○ 配給だけに頼り餓死

敗戦後は日本の食糧事情がさらに悪化するなかで、配給食糧だけに頼り、栄養失調死した人もいた。

昭和二十年（一九四五）十月二十八日付の新聞は、東京高等学校（二十四年、第一高等学校とともに東京大学に吸収される）のドイツ語教授

亀尾英四郎氏の栄養失調死を報じた。亀尾教授は、教育者たるものは表裏があつてはならず、どんなに苦しくとも国策を守るといふ固い信念のもとに生活を続けていた。しかし死後残された日記には「国家のやり方がわからなくなつて来た。決められた収入とこの食糧配給では今月生活はやっていけそうもない」という意味のことが記されていた。

昭和二十二年十一月五日、法律を守るのは裁判官の義務だとして、違法な調達手段による食糧を拒否し、ついに栄養失調による衰弱のため死亡した東京地裁の山口良忠判事の事が朝日新聞によつて報じられた。

山口判事は東京地裁刑事事案第十三部に所属し、食糧統制法によるヤミ事件を担当する判事であつたが、「経済犯を裁く立場上ヤミは一切したくない」との信念のもと、配給された食糧しか受け付けなかつたという。山口判事には婦人と二人の息子の家族がいたが、実家や親戚から送られた食糧でさえ判事は拒絶し、二児にあてがつていた。当時、一人で百件以上の事犯を抱える激務のなか、ついに八月二十七日職場の東京地裁で倒れ、佐賀県杵臼郡白石町の実家で療養生活を送ることとなつたが、病床の身にあつてもヤミに関わる食糧を拒否し、ついに十月十一日に息を引き取つた。

### ③食糧援助

戦争が終結しても、戦中から続く食糧危機はさらに深刻なものとなつた。政府は食糧難を打開するため、昭和二十年（一九四五）九月二十九日に「本土に於ける食糧需給状況」としてGHQに対し穀物など合計四三五万トン（穀類約三〇〇万トン、砂糖一〇〇万トン、コブラ三〇万トン、ヤシ油五万トン）の援助を申し入れたものの、米国政府からは拒否の回答を受けた。その理由として、当時の食糧事情の悪化は日本ばかり



(写真12) 空き缶(乾燥鶏卵) 昭和館所蔵

ではなく、ヨーロッパでは小麦の不作、東南アジアにおいてもタイ・ビルマ・インドネシアは不作のため輸出余力がなく、また、中国・インドでは飢餓に見舞われる地方さえみられるという世界的な食糧不足のためであつた。しかしGHQは日本の食糧難を認め、米国政府の意向とは別に、とりあえず太平洋諸島やフィリピンの米軍余剰食糧を引き渡すことを指令した。二十年十一月二十一日にはその第一便としてフィリピンからタピオカでんぷん四一七トンが鹿児島に到着した。その後、米国からは日本の食糧事情を視察するために、三月に農務長官特使が、五月にフーバー元大統領が来日した。その結果、日本政府は小麦の輸入を米政府に要請した。

こうして米国からの正式援助は二十一年七月から始められるが、これ



らは米国対日援助資金による物資、いわゆるガリオア資金により買い付けられ引き渡された物資で、ガリオア物資と呼ばれていた。この援助は贈与でなく貸与であり、日本の債務となった。この他「ララ」「ケア」などからも送られた援助物資は、農地改革と食糧増産が安定するまでの戦後の食糧難を救った。

#### ○ガリオア資金

「ガリオア」(GARIOA: Government and Relief in Occupied Areas: 占領地救済資金)とは、昭和二十一年(一九四六)に設立されたアメリカ軍占領下のドイツ・日本・沖縄・朝鮮に適用された資金のことで、主として食糧援助のために使用された。毎年平均三億ドル、計約二十億ドルが支出されたが、昭和二十七年に返済請求があり、返済は無用と考えていた日本は値引き交渉の末、返済額約四億九千万ドル、返済期間一五年、年利二・五パーセントの条件で返済することが決定された。

#### ○ララ物資

「ララ」(LARA: Licensed Agencies for Relief of Asia: 公認アジア救済連盟)とは、戦後、日本を救済するために、アメリカ・カナダ・メキシコ・チリ・ブラジル・アルゼンチンなどの諸国から集められた資金や物資を一括し対日救済物資として送り出す窓口として、昭和二十一年(一九四六)六月に一本化された組織である。

同年十一月、アメリカの有力NGOの協力を得て、輸送を開始し、すべてのララ物資は横浜港に到着した。二十七年に打ち切られるまで、食料品・衣料・靴・石鹼・医薬品などが配布され、千四百万人がその援助を受けた。

#### ○ケア物資

昭和二十年(一九四五)の終戦直後、アメリカで設立されたNGOの一つ「ケア」(CARE: Cooperative for Assistance and Relief Everywhere)は、二十三年にヨーロッパ以外で初めて日本に対して救済活動を行った団体であった。

二十三年から三十年にかけて、日本に送られてきた「ケア物資」は金額にして五千万ドル(現在価値に換算すると約四千億円)に達した。その内容は、食料品・菓子・コーヒー・紅茶・砂糖・石鹼など日用品も含め多岐にわたるものであった。このケア物資によって援助を受けた日本人は小中学生を初め千五百万人に上った。

## VI 統制の解除

世情の安定化に伴い、戦中より続いていた公定価格制や配給制度も徐々に緩和・撤廃されていった。昭和二十四年(一九四九)三月に朝日新聞が行った世論調査では、食糧事情については六一パーセントが、都市部では七一パーセントの人が前年より良くなったと回答している。

### ①統制の緩和へ

政府は終戦直後の昭和二十年(一九四五)十一月には魚、野菜の統制が撤廃されるなど、部分的な統制解除により生産意欲を刺激しようとしたが、インフレーションの進行を招き、物資分配を極度に不公平にして社会不安を増大させた。それを受けて緊急対策がとられることとなり、食糧配給の再統制が行われた。主食以外の食糧配給量を増加、主食の代替選択配給策等がとられた。また、米穀の配給機関は従来民間の統制機



(写真13) 乾うどんポスター 昭和26年(1951) 昭和館所蔵

関によって独占的に運営されてきたものが、二十三年には公的機関による公団制度に移行したが、二十六年にはこれも廃止されて民営化された。

○主な食料品の統制撤廃一覧

昭和二十年 (一九四五)	十一月	野菜・魚 (価格急騰により翌年三月再統制)
二十二年 (一九四七)	十月	果実
	十二月	酒類
二十四年 (一九四九)	四月	野菜
二十五年 (一九五〇)	四月	魚
	五月	パンなど米以外の主食品
	七月	調味料(みそ・しょうゆなど)

二十六年 (一九五二)	三月	雑穀(米・麦以外の穀物)
二十七年 (一九五二)	四月	砂糖
	六月	麦
四十七年 (一九七二)	四月	米(公定消費者米価廃止)

○米の配給

食糧事情の安定とともに消費者の質に対する要求が高まり、それは配給辞退の増加、闇価格の低落等の現象となって現れた。これらの事情を背景に、副食や調味料などの統制撤廃は昭和二十二年(一九四七)頃から徐々に行われたが、主要食糧である米の配給制度は、その後も一定の条件下に卸売商、小売商の登録小売制がしかれていた。

昭和四十四年 (一九六九)	自主流通米制度が開始。「政府米」と「自主流通米」の二本立となる。
四十七年 (一九七二)	物価統制令、米の適用除外。食糧管理法のもとでの自由競争となる。
五十七年 (一九八二)	食糧管理法改正により許可制に移行。社会・経済事情の変化に応じて、食糧管理法及びこれに基づく制度は様々な改正・改善がなされる。
平成七年 (一九九五)	十一月、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(新食糧法)が施行。自由米が公認され、流通業への新規参入が自由となる。

## ②食の復興

昭和二〇年（一九四五）九月、政府は食糧や石油など生活必需品の輸入見込みをGHQに提出した。これを受けGHQは、国民生活のみ最低線を維持するために必要な物資の輸入を許可するが、二十一年の輸入総額は三五億八七二九万円に達し、そのうち食糧が五四パーセントを占めた。

このようななか、「食糧不足の救世主」と期待されたのが捕鯨であった。二十二年二月に帰港した南氷洋捕鯨船団の第一船は鯨肉四百トン、牛にすると千五百頭に及ぶ収穫を上げ、早速都民に一人約三〇匁（約一三グラム）ずつ新公定価格二円五〇銭で配給された。

昭和二十四年、米は数年来の豊作で、国内の需要約八百四十万トンに対して六百五十万トンの供給が可能となった。不足については輸入食糧の供給が年間を通じて平均して実施され、国民の食生活に対する不安は遠のいていった。

## VII 戦後のおやつ

戦争が終わってもしばらくは物資不足は続いたが、そんななか子どもたちがあこがれたのは進駐軍が配ったというチョコレートやガムであった。暮らしも安定してくると、おやつの中心は、子どもたちの少ない小遣い銭でも買える駄菓子となった。さらに高度経済成長とともに子どもたちのおやつは大量生産の菓子製品となっていった。

## VIII 「食」は今

戦中・戦後の食糧難の時代から六十年余りがたった。そこで現代の食糧事情を紹介する。

### ①産業構造の変化

わが国の第一次産業（農林水産業）は、経済の発展や生産技術の発達に伴い、戦中・戦後に比べると生産性は著しい向上を遂げた。しかし、第二次産業（鉱業・製造業・加工業等）や第三次産業（商業・運輸通人・サービス業等）に対してその地位や収入は不安定であり、なかでも農業は 開発に伴う農地の減少・嗜好の変化・長期的な食糧政策の欠如などによって就業人口は年を追うごとに減少し、食糧自給率は主要先進国のなかでもとりわけ低いものとなっている。

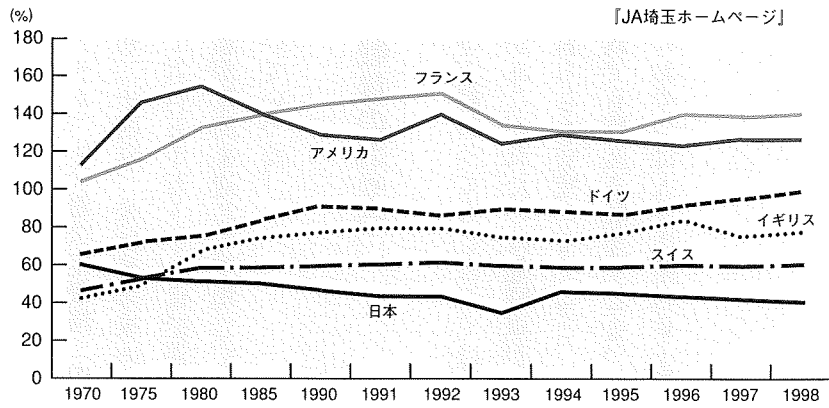
### ②偏食・過食

食に対する嗜好の変化によって、年ごとに米の消費量は減少している。また、若い世代では「偏食」の傾向が強くなり、摂取量が多いのが油脂類と肉類、一方少ないのが豆類・緑黄食野菜・魚介類である。これに伴い栄養摂取量も増え、日本人の体躯は戦中・戦後に比べると向上しているが、「過食」による十五歳以上の肥満人口は二千三百万人に達するなど問題点も指摘されている（厚生労働省「平成十年国民栄養調査結果」）。さらに、二十・三十歳代の男性の二人に一人が、「食事を決まった時間に十分な時間をかけてとらず」、二十歳代では男女とも「欠食が多い」という者の割合が高く、男性で二九・七パーセント、女性で一八・八パーセ

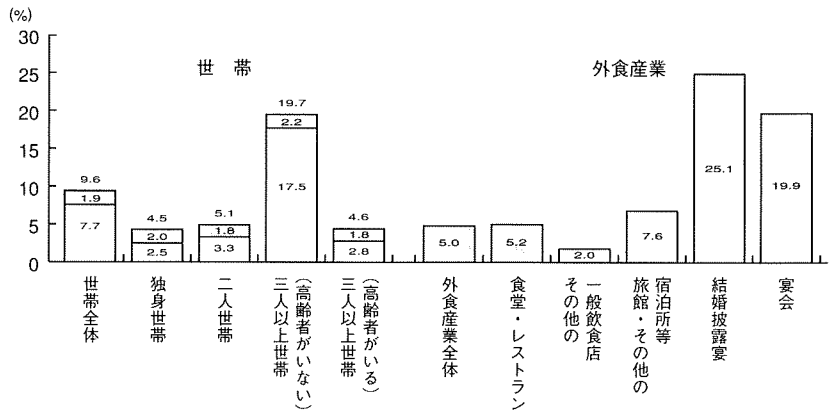
○ファミリーレストラン  
 飲食費に占める外食費の比率は、昭和二十八年の三・四五パーセントに対し、三十五年では七・〇五パーセント、五十年は一〇・七五パーセント、六十年は一五・一三パーセントと増えている。

ントみられた(厚生労働省「平成八年国民栄養調査結果」)。

〔図表3〕 主要先進国の供給熱量自給率の推移



〔図表4〕 世帯及び外食産業の食品ロス率



### ③ 飽食日本と世界の現状

終戦から六十余年。復興を遂げた今日の日本は、バブル経済崩壊後も豊富な食糧に囲まれた「飽食の時代」が続き、「食べ残し」や「食糧廃棄」(食品ロス)が大きな問題となっている。しかし、目を世界に向けてみれば、発展途上国では紛争や飢饉・災害などにより約二千二百万人が難民となっており(『世界難民白書』二〇〇〇年版)、また八億人の人々が飢えに苦しみ、栄養失調によって毎日二万一千人の子どもたちが亡くなっているという(国際連合 世界食糧計画「世界食糧計画の概要」)。